

民事手続について

刑事手続とは別に、あなた自身が加害者に損害賠償請求する民事手続があります。刑事事件として立件されなかった場合でも民事事件として損害賠償が認められることもあります。

刑事手続が警察等の捜査機関によって進められるのに対し、民事手続は弁護士と相談しながらあなた自身が決めることができます。証言や書面で、自分の気持ちを伝えることができます。刑事裁判と異なり、直接加害者を追及することもできます。

民事手続の流れ

交渉 …… 弁護士を通じて加害者と交渉し、謝罪や慰謝料の支払いを求めることができます。事実関係に争いがあったり、相手に交渉に応じる意思がない場合は、交渉はまとまりません。

⚠️ 直接交渉は大変危険を伴いますから、必ず弁護士を代理人として交渉しましょう。

裁判 …… 裁判所に訴える手続きです。裁判で認められれば、加害者の意思と無関係に損害賠償等の支払いを求めることができます。また、加害者に資産がある場合には強制的に取り立てることも可能です。ただし、証拠をそろえて立証することが求められますし、時間がかかることも多いです。

また、刑事事件に並行して交渉したり、損害賠償命令を申し立てることもできます。

すべてがあなたの希望通りに進むとは限りません。十分相談して判断しましょう。途中で判断が変化することもあり得ますが、それも当然のことです。

SARC東京はあなたの気持ちに添えるように努めます。

弁護士費用の支援制度について

「お金がないから弁護士に相談や依頼ができない」ということはありません。

弁護士に相談や依頼をしたいけれども経済的に余裕がない方のために、以下の制度があります。ただし、各制度を利用するためには一定の条件がありますので弁護士に確認してください。

日弁連の犯罪被害者法律援助事業

性犯罪、ストーカー等の被害を受けた方やご家族の方などを対象に、刑事手続（告訴・告発、事情聴取同行、検察審査会申立等）について、日本弁護士連合会（日弁連）が弁護士費用を援助する制度です。

国選被害者参加弁護士制度

刑事裁判に参加する「被害者参加人」が弁護士を付けたい場合に、国がその費用を負担する制度です。

民事法律扶助

民事手続（加害者への請求、損害賠償命令申立、損害賠償訴訟の提起等）について、日本司法支援センター（法テラス）が弁護士費用を立て替える制度です。

2019. 2月発行

NPO法人性暴力救援センター・東京（SARC東京）
Sexual Assault Relief Center Tokyo
E-mail: t.0799@saq-en.jp

法的サポートを受けたいあなたへ



性 **Sexual**
暴力 **Assault**
救援 **Relief**
センター **Center**
東京 **Tokyo**

性暴力救援ダイヤルNaNa

東京都性犯罪・性暴力被害者
ワンストップ支援センター

☎ 24時間ホットライン
03-5607-0799

SARC東京
性暴力救援センター・東京

知っておいてほしい 「あなたの権利」

SARC東京では法的サポートを行っています

あなたが被害に遭ってもそのことの責任はあなたにはありません。

あなたは悪くありません。

あなたの権利として、加害者の処罰を求めることや加害者に損害の賠償を請求することができます。

法的手段を取ることは加害者に対しての正当な怒りを示す一つの方法です。

あなた自身の尊厳の回復、
あなたの自信を取り戻すこと、
社会を信頼することにもつながります。

あなたが一人で立ち向かう必要はありません。

SARC東京は弁護士に繋ぐことができます。

どのような法的サポートが必要か、そのメリット、デメリットは何か

弁護士と一緒に

あなたの心身の回復や経済的損害の回復に最も有効な手段を検討してみませんか。

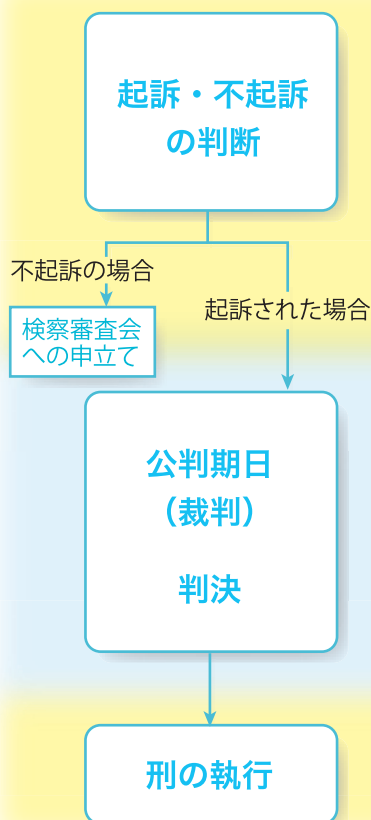


刑事手続について

犯罪についての捜査を行い、事実はどうかを判断し、罪を犯したことが疑われる人について、刑罰を科すかどうかを決める手続を刑事手続（刑事事件）といいます。多くの場合、被害者は警察に通報、被害届を出して、捜査が始まります。

刑事手続の流れ

警察・検察・裁判所



被害者ができること・求められること

- ・医療機関での緊急避妊薬の処方、性感染症検査、証拠採取、妊娠中絶など（公費負担）
- ・警察・検察への告訴
- ・警察・検察による事情聴取・実況見分（*注1）への協力
- ・犯罪被害者等給付金支給の申請

- ・裁判傍聴
- ・証人尋問への協力
- ・被害者参加（意見陳述）
- ・損害賠償命令の申立て（*注2）
- ・被害者のプライバシーの配慮等を求めること

出所情報等の通知の希望

弁護士ができること

被害者の代理人となり、支援することができます。

- ・警察・検察へ告訴状の作成と提出
- ・警察・検察による事情聴取への同行
- ・警察・検察の捜査状況、処分の結果などの情報を把握し、被害者へ伝える
- ・検察審査会への申立て

- ・裁判傍聴・報告
- ・特別傍聴席の手配
- ・被害者の意見陳述の準備
- ・被害者参加弁護士としての活動
- ・損害賠償命令の申立て（*注2）

SARC東京ができること

- ・被害者本人の意思に沿って、医療機関での診察や警察・検察への同行支援
- ・弁護士を紹介したり、その後の被害者の意思を伝える

- ・裁判傍聴、証人尋問等の際の被害者への付き添い
- ・裁判傍聴



- ・精神的な不安等に対して専門医を紹介する
- ・夜間などの急な不安症状等への24時間対応で相談をうけるなど

*注1 実況見分：犯罪や事故が起きた現場で、犯人、被害者、目撃者等の状況を明らかにするために行う検証のこと。

*注2 損害賠償命令制度：刑事事件を担当した裁判所が有罪の言い渡しをした後、損害賠償請求についての審議も行い、加害者に損害賠償を命じることができる制度。

対応に困ったら・・・？

弁護士などの支援の利用を考えてみましょう。
SARC東京が弁護士を紹介します。